

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 都市防災部
令和6年度4月～8月分 必要に応じて令和5年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和6年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和6年10月1日～令和6年11月18日 |
| 6 | 監査の結果 | |

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。
なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 適正な財務会計事務の執行について

ア 岐阜市会計規則第64条の2第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第2に定める区分によるものとし、別表第2では、使用料及び賃借料の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。

しかしながら、自動車借上料（軽貨物自動車1台分）（令和6年10月1日～令和7年3月31日）について、令和6年6月28日付けで契約が締結されているにもかかわらず、令和6年9月9日に至るまで支出負担行為書が作成されていなかった。

イ 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。

しかしながら、都市防災政策課が備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄しているものがあつた。

ウ 岐阜市会計規則第63条第1項第2号は、「支出命令者は、支出負担行為を行う場合は、予算配当額を超過しないことに留意し、支出負担行為書を作成しなければならない。」と規定している。

しかしながら、能登半島地震に関する被災地支援に係る中長期派遣職員分の職員手当等（特殊勤務手当）について、予算流用を行うことなく予算配当額を 103,000 円超過して支払われていた。

今後は、岐阜市会計規則及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。